

第47回宍粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成24年3月12日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月12日 午前9時30分宣告（第4日）

議事日程

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 第 70号議案 | 宍粟市暴力団排除推進条例の制定について                           |
| 日程第 2  | 第 71号議案 | ふるさと宍粟観光条例の制定について                             |
| 日程第 3  | 第 72号議案 | 宍粟市組織条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第 4  | 第 73号議案 | 宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第 5  | 第 74号議案 | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第 6  | 第 75号議案 | 宍粟市税条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第 7  | 第 76号議案 | 宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 8  | 第 77号議案 | 宍粟市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について                    |
|        | 第 78号議案 | 宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第 9  | 第 79号議案 | 宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 10 | 第 80号議案 | 宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第 11 | 第 81号議案 | 宍粟市消防手数料条例の一部を改正する条例について                      |
|        | 第 82号議案 | 宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 12 | 第 83号議案 | 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 第 84号議案 | 宍粟市立図書館条例の一部を改正する条例について                       |
|        | 第 85号議案 | 宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第 14 | 第 90号議案 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                       |

日程第 1 5	第 91号議案	西播磨地域消防広域化協議会の設置について
日程第 1 6	第 92号議案	市有財産の処分について
日程第 1 7	第 95号議案	平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
	第 96号議案	平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
	第 97号議案	平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 98号議案	平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 99号議案	平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 100号議案	平成23年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 101号議案	平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	第 102号議案	平成23年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 103号議案	平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 70号議案	宍粟市暴力団排除推進条例の制定について
日程第 2	第 71号議案	ふるさと宍粟観光条例の制定について
日程第 3	第 72号議案	宍粟市組織条例の一部を改正する条例について
日程第 4	第 73号議案	宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例について
日程第 5	第 74号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	第 75号議案	宍粟市税条例の一部を改正する条例について
日程第 7	第 76号議案	宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第 8	第 77号議案	宍粟市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
	第 78号議案	宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例

について

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 9  | 第 79号議案  | 宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 10 | 第 80号議案  | 宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第 11 | 第 81号議案  | 宍粟市消防手数料条例の一部を改正する条例について                      |
|        | 第 82号議案  | 宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 12 | 第 83号議案  | 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 第 84号議案  | 宍粟市立図書館条例の一部を改正する条例について                       |
|        | 第 85号議案  | 宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第 14 | 第 90号議案  | 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                       |
| 日程第 15 | 第 91号議案  | 西播磨地域消防広域化協議会の設置について                          |
| 日程第 16 | 第 92号議案  | 市有財産の処分について                                   |
| 日程第 17 | 第 95号議案  | 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）                        |
|        | 第 96号議案  | 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）                |
|        | 第 97号議案  | 平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）               |
|        | 第 98号議案  | 平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）                  |
|        | 第 99号議案  | 平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）                  |
|        | 第 100号議案 | 平成23年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）                   |
|        | 第 101号議案 | 平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）                |
|        | 第 102号議案 | 平成23年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）                    |
|        | 第 103号議案 | 平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）                  |

---

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（19名）

2 番	寄 川 靖 宏	議員	3 番	木 藤 幹 雄	議員
4 番	秋 田 裕 三	議員	5 番	東 豊 俊	議員
6 番	福 嶋 斉	議員	7 番	伊 藤 一 郎	議員
8 番	岩 露 昭 美	議員	9 番	藤 原 正 憲	議員
1 0 番	大 倉 澄 子	議員	1 1 番	實 友 勉	議員
1 2 番	高 山 政 信	議員	1 3 番	山 下 由 美	議員
1 4 番	岡 前 治 生	議員	1 5 番	山 根 昇	議員
1 6 番	小 林 健 志	議員	1 7 番	大 上 正 司	議員
1 8 番	西 本 諭	議員	1 9 番	岡 崎 久 和	議員
2 0 番	岡 田 初 雄	議員			

欠 席 議 員 ( 1 名 )

1 番 岸 本 義 明 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	畑 中 正 之 君	書 記	榎 谷 米 男 君
書 記	原 田 涉 君		

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	上 田 学 君
千種市民局長	秋 武 賢 是 君	まちづくり推進部長	伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長	清 水 弘 和 君	市民生活部長	岸 本 年 生 君
健康福祉部長	杉 尾 克 君	産 業 部 長	平 野 安 雄 君
農業委員会事務局長	藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長	神 名 博 信 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消防本部消防長	幸 島 幸 博 君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） おはようございます。

開会前に御報告申し上げます。

本日、岸本義明議員から、会議を欠席する旨の申し出がありましたので、御報告を申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

#### 日程第1 第70号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第1、第70号議案、宍粟市暴力団排除推進条例の制定についてを議題といたします。

第70号議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 第70号議案、宍粟市暴力団排除推進条例の制定について。

平成24年3月に上程があり、審査付託のありました第70号議案、宍粟市暴力団排除推進条例の制定について、平成24年3月2日に第26回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第70号議案については、平成23年4月1日より兵庫県において暴力団排除条例が施行され、全県挙げて暴力団の排除に取り組まれていることから、本市においても暴力団の排除を推進し、市民の安全で安心な生活を確保するためにも条例を制定するものであり、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論であります。討論につきましては、通告がありませんので終了し

たいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第70号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第70号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第71号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第2、第71号議案、ふるさと宍粟観光条例の制定についてを議題といたします。

第71号議案は、去る3月1日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長(小林健志君) 第71号議案、ふるさと宍粟観光条例の制定について。

平成24年3月1日に審査付託のありました第71号議案、ふるさと宍粟観光条例の制定については、3月2日に第19回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。第71号議案の内容は、観光立市の実現に向けた施策を推進するための条例を制定しようとするものでございます。審査の結果、第71号議案については適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、観光基本計画については来年度も引き続き内容を検討し、上半期を目標に策定したいと報告を受けています。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

続いて、討論であります。討論につきましては、通告がありませんので終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第71号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第71号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第3 第72号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第3、第72号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第72号議案は、去る3月1日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していただいております。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 第72号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例について。

平成24年3月1日に上程があり、審査付託のありました第72号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例について、平成24年3月2日に第26回総務文教常任委員会を招集し、審査を行ったので、会議規則第104条の規定により、報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第72号議案については、今回主な改正点は自治基本条例に掲げた参画と協働の推進に重点をおいた体制整備を行うために、まちづくりや環境の部門に観光部門や防災部門を統合し、まちづくり推進部を再編するものであります。

また、まちづくり推進部と総務部の管理部門を統合することにより、効果・効率的な組織づくりを目指すものであります。

委員会の中では、組織について市長の専権事項であります。観光と商工を分けて観光振興と商工業の連携した発展が図れるのか、市の活性化とどう結びついていくのかなどの意見がありました。行政組織が毎年変わるの賛否両論として意見が出ておりました。市長に対しては、部局の連携を図りながら、前向きにしっかりと取り組んでいただきたいとのことを意見し、賛成多数で原案を可決すべきものに決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

今、委員長からありました、まちづくり推進部に今度、環境・観光課というふうなことができるということなんですけども、これも本会議で質問しましたけれども、今、委員長のほうからも指摘がありました、産業部とまちづくり推進部の観光との連携について、具体的にどういうふうに連携を担保していくか。そういう議論でありますとか、またそのあたりの当局の考えが示されたのかどうか、もし示されておればどういうふうな考え方で進めていかれるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） ただいまの質疑でありますけれども、まず、まちづくり推進部に環境観光課を置くという考え、あわせて産業部には商工労政室という形でおくという感じであります。

まず、まちづくり推進部に環境観光課を置くという主眼は、やっぱりさらにまちづくりに関するものがより密着するという考え方に主眼を置いてるという内容になるかと思えます。

なお、全体的にはまちづくり推進部が充実するというねらい方になるかと思えますけれども。大体そういう内容であります。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) それでは、ないようでございますので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第72号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第72号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第4 第73号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第4、第73号議案、宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第73号議案は、去る3月1日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 第73号議案、宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例について。

平成24年3月1日に上程があり、審査付託のありました第73号議案、宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例について。

平成24年3月2日に第26回総務文教常任委員会を招集し、審査を行ったので、会議規則第104条の規定により、報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第73号議案については、しそチャンネルは行政情報や防災情報等を市民に提供していますが、良視聴区域における姫路ケーブルテレビへの加入が低迷している現状に対し、放送通信サービス加入時負担金2万円を、平成26年3月31日まで免除期間を2年間延長して加入促進を図るものであり、全会一致で原案を可決すべきものに決しましたので、御報告を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論であります。討論については通告がありませんので終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第73号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第73号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第5 第74号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第5、第74号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第74号議案は、去る3月1日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 第74号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

平成24年3月1日に上程があり、審査付託のありました第74号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

平成24年3月2日に第26回総務文教常任委員会を招集し、審査を行ったので、会議規則第104条の規定により、報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第74号議案については、

総合病院で勤務する医師の特殊勤務手当を改善し、医師の処遇改善を行うとともに、新たな医師確保のために必要であり、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論につきましては、通告がありませんので終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論は終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第74号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第74号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第75号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第6、第75号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第75号議案は、去る3月1日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 平成24年3月1日に審査付託のありました第75号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例については、平成24年3月2日に第22回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、御報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第75号議案については、国の法改正により、税制の構築を図るため、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正するものであります。

主な内容の1点目は、法人税の実効税率が引き下げられることにより、都道府県の法人関係税は増収となりますが、市町村の法人税については減収となることから、都道府県と市町村間の税収の調整をするために、都道府県たばこ税から市町村たばこ税へ税源移譲されることによる市たばこ税率の改正をするものであります。

次に、2点目の内容は、退職所得に係る市民税につきまして、現行では10%の税額控除が行われてきましたが、最近の金利情勢等を踏まえて、この10%の税額控除を廃止するものであります。

なお、この改正の適用につきましては、平成25年1月以降に支払われる退職手当からとなります。

次に、3点目の内容は、東日本大震災からの復興を図ることを目的とした地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保していくために、個人住民税の均等割について、臨時の措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、現行税率の3,000円に500円を加算し3,500円に改正するものであります。

審査の結果、第75号議案については賛成多数で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告に基づき、順次討論を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

第75号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

この条例改正には、国の復興財源確保法の成立に伴い、2014年度から2023年度までの10年間、個人市民税の均等割額を500円上げる内容が入っております。

市民税の均等割については、均等割の係らない世帯もありますが、所得割のかからない、いわゆる低所得者にも係る場合もあり、低所得者には大きな負担となります。

以上で討論を終わります。

○議長（岡田初雄君） 続いて、賛成者の発言を許します。

17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） ただいま議題となっています第75号議案につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど委員長より報告がありましたとおり、今回の改正は、地方税法及び地方法人特別税法等に関する暫定措置法の一部が改正されたことに伴う改正でありまして、主な改正点は、先ほどありましたが、法人税の実効税率の引き下げ及び課税ベースの拡大により、都道府県と市町村の税収を調整するため、道府県のたばこ税から市町村のたばこ税へ税源移譲されることによる市のたばこ税率の改正で、消費者がたばこを購入される価格には影響がないとのことで、直接個人には値上げにつながらないという改正でございます。

また、退職所得者に係る市民税については昭和43年1月の金利水準を考慮し、10%の税額控除が行われてきましたが、最近の金利情勢を踏まえ、この10%の税額控除を廃止する改正であり、いたし方ないかなと思うところでございます。

さらに、地方公共団体が災害復興を図ることを目的とした防災に要する費用の財源を確保するため、個人の市民税の均等割について、臨時の措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、現行税率3,000円に500円を加算し3,500円とする改正であり、税率アップには抵抗がありますが、防災に要する財源確保も大変重要な課題であり、第75号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例について、賛成するものであります。議員各位におかれましても、賛同を賜りますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第75号議案は、起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第75号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数であります。

第75号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第76号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第7、第76号議案、宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第76号議案は、去る3月1日の本会議で民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第76号議案、宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例については、会議規則第104条の規定により、御報告を申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第76号議案については当該法律の中で水防法が改正されたことにより一部項ずれを生じたため、当該規定を引用する宍粟市防災会議条例を改正するものであります。

審査の結果、第76号議案については適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長(岡田初雄君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論であります。討論につきましては、通告がありませんので終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第76号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第76号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第77号議案～第78号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第8、第77号議案、宍粟市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例についてから、第78号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

当該2議案は、去る3月1日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第77号議案、宍粟市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例についてから、第78号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例についてまでの2議案について、平成24年3月2日に第22回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則104条の規定により、御報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第77号議案については、現在、宍粟市福祉事務所は本庁舎と北庁舎に分かれておりますが、福祉に関する窓口を一本化し、平成24年度からは関係する課を北庁舎にまとめ、福祉事務所の所在を現在の市役所から北庁舎に変更するものであります。

次に、第78号議案については、特定不妊治療助成事業について、現在1年度に20万円を限定とする助成をしておりますが、少子化対策をより推進していくためにも単年度当たりの助成限度額を廃止し、通算5カ年度の期間に10回の助成が行えるように改め、加えて対象者の住所要件を緩和しようとするものであります。

審査の結果、第77号議案から第78号議案までの2議案については適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長(岡田初雄君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入りますが、討論・採決は分割して行います。

まず、第77号議案であります。討論の通告がありませんので終了したいと思います。但し、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第77号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第77号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第78号議案について討論を行います。但し、通告がありませんので討論を終了したいと思います。但し、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第78号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第78号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第9 第79号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第9、第79号議案、宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第79号議案は、去る3月1日の本会議で民生生活常任委員会に審査を付託していただいております。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

- 民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第79号議案、宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例について。会議規則第104条の規定により、報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第79号議案については、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画の策定に伴い、介護給付費が年々増加していることと、また、平成24年度からの介護報酬が改定されることなどにより、この事業計画における給付費の算定結果により、保険率の改定をするものであります。

また、附則につきましては、第4期から講じている保険料負担段階の第4段階で公的年金等収入金額及び合計取得金額の合計額が80万円以下の被保険者については、引き続き保険料率を軽減することができる改正であります。

審査の結果、第79号議案については、賛成多数で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

- 議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告に基づき、順次討論を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

- 14番（岡前治生君） 14番です。

第79号議案、宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

今回の第5期介護保険計画では、標準額の階層の第1号被保険者の保険料は4,950円と、前期より750円もの引き上げになっています。率にすると18%であり、この間、年金支給額がふえていない中で、その負担感はさらに大きなものになります。

市が行った高齢者実態意向調査結果では、介護保険料を負担に感じているという

人は52.2%に対し、増額は仕方がないは25.9%にとどまっております。このような結果からも、介護保険料は引き上げるべきではないと考えるものであります。

そもそも介護保険料の決定の仕組みは、制度発足時から大きな問題を抱えております。それは、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で、介護費用全体の21%を賄うことが決められ、介護保険料を安くすれば介護サービスをふやせない。介護サービスをふやせば介護保険料が上がるという仕組みだからであります。

そのために、介護保険料を引き下げようと思えば、今回は一般会計からの繰り入れしかありません。また、北海道帯広市では介護保険料の階層を10段階に分け、低所得者への負担を軽減しております。宍粟市も見習うべきではないでしょうか。

以上で討論を終わります。

○議長（岡田初雄君） 続いて、賛成者の発言を許します。

12番、高山政信議員。

○12番（高山政信君） 第79号議案、宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

本案は第5期介護保険計画に伴い、保険料の見直しをするものであります。

基準額は現行月額4,200円ありますが、4,950円となり750円の増額となります。増税の主な要因は、要支援、要介護者の増加に伴い、居宅サービス費の伸び、また市内には施設入所待機者が400名余りとなっております。待機者の減につながる60床の増床などが計画されておりますが、委員からは入所待機者が重複していることもあり、実態把握をし、保険料の軽減に努めるようにとの意見が出ましたことを申し添えるとともに、なお一層の保険料抑制の努力を望み、賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

第79号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第79号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第79号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 第80号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第10、第80号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第80号議案は、去る3月1日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 第80号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について。

平成24年3月1日に審査付託のありました第80号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例については、3月2日に第19回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

内容としまして、第80号議案は、地域主権改革一括法の施行に伴い、入居資格要件に同居親族の項目が撤廃されたものを市独自で規定するもの、また暴力団排除のために、現在の入居の際の制限に加え、現入居者の許可の取り消しや明け渡し請求ができるよう、当該条例の改正を行うものであります。

審査の結果、第80号議案については適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論であります。討論については通告がありませんので終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第80号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第80号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第81号議案～第82号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第11、第81号議案、宍粟市消防手数料条例の一部を改正する条例についてから、第82号議案、宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

当該2議案は、去る3月1日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第81号議案、宍粟市消防手数料条例の一部を改正する条例についてから、第82号議案、宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例についての2議案について、会議規則第104条の規定により、御報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第81号議案については、危険物の規制に関する政令が改正され、新しい形の特定野外タンク貯蔵所の技術上の基準が示されました。それに伴い、設置許可等に係る審査手数料を定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令も公布され、平成24年4月1日より実施されることとなり、市においても同政令との整合性を図るため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、第82号議案については、消防法上の危険物に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加されたことに伴い、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を貯蔵し、または取り扱う場合の技術上の基準等について改正するものであります。

なお、対象危険物を取り扱う業者等に一定の規制をすることになり、現在の貯蔵方法においては安全性が確保されている場合には、平成25年6月までの期間におい

ては今回の改正に伴う規制を免除することができるものであります。

審査の結果、第81号議案から第82号議案までの2議案については、宍粟市においては今のところ該当しませんが、適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入りますが、討論・採決は分割して行います。

まず、第81号議案について討論を行います。

討論であります。通告がありませんので終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第81号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第81号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第82号議案について討論を行います。

通告がありませんので討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第82条議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第82号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第83号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第12、第83号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたしま  
す。

第83号議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託して  
いたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 第83号議案、宍粟市特別職の職員で非常勤の  
ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

平成24年3月1日に上程があり、審査付託のありました第83号議案、宍粟市特別  
職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて。平成24年3月2日に、第26回総務文教常任委員会を招集し、審査を行った  
ので、会議規則第104条の規定により、報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第83号議案については、  
「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に名称が変わることにより、市民により深  
く、広く、スポーツを奨励するための改正であり、全会一致で原案を可決すべきも  
のに決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長(岡田初雄君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論であります。通告がありませんので終了したいと思います。御  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第83号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第83号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第84号議案～第85号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第13、第84号議案、宍粟市立図書館条例の一部を改正する条例についてから、第85号議案、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

当該2議案は、去る3月1日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 第84号議案、宍粟市立図書館条例の一部を改正する条例について、並びに第85号議案、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例について。

平成24年3月1日に上程があり、審査付託のありました第84号議案、宍粟市立図書館条例の一部を改正する条例について、並びに第85号議案、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例について、平成24年3月2日に第26回総務文教常任委員会を招集し、審査を行ったので、会議規則第104条の規定により、報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第84号議案については、図書館運営審議会の委員の任命基準を追加する改正であり、また第85号議案については、戸原小学校屋内運動場が改築され、体育館の面積が増加したことにより、使用料の半額料金設定を廃止する改正であり、両議案とも全会一致で原案を可決すべきものに決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入りますが、討論・採決は分割して行います。

まず、第84号議案について討論を行います。

討論ですが、通告がありませんので終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第84号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第84号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第85号議案について討論を行います。

通告がありませんので、討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第85号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第85号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第90号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第14、第90号議案、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

第90号議案は、去る3月1日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第90号議案、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、会議規則第104条の規定により、御報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第90号議案については、国の法改正により、外国人登録法が廃止され、これに伴い、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象者となることが加えられた規約の変更と、この改正により、規約中の「外国人登録原票」の原文の削除を行うものであります。

審査の結果、第90号議案については適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論であります。討論については通告がありませんので終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第90号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第90号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 第91号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第15、第91号議案、西播磨地域消防広域化協議会の設置についてを議題といたします。

第91号議案は、去る3月1日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第91号議案、西播磨地域消防広域化協議会の設置について、会議規則第104条の規定により、御報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第91号議案については、消防広域化に関する協議を行うための規約を定め、消防広域化協議会を設置するものであります。

消防広域化が実現することになれば、宍粟市にとってははしご車が利用できるなどの大きなメリットがあります。また、大きな災害などについても効果があると思えます。

しかし、組織の肥大化により、市民が置き去りにされないように、この1年間に関係する市町で十分協議をお願い申し上げます。

審査の結果、第91号議案については適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論であります。討論については通告がありませんので終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第91号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第91号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 第92号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第16、第92号議案、市有財産の処分についてを議題といたします。

第92号議案は、去る3月1日の本会議で民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第92号議案、市有財産の処分について、会議規則第104条の規定により御報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第92号議案については、宍粟市立知的障害者授産施設さつき園を社会福祉法人宍粟福祉会に運営を移管することから、市有財産である現さつき園の建物を宍粟福祉会に無償で譲渡されるものであります。また、土地についても無償貸付される予定のものであります。

審査の結果、第92号議案については、適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長(岡田初雄君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論であります。討論につきましては通告がありませんので終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第92条議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第92号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。午前10時35分まで休憩いたします。

午前10時24分休憩

---

午前10時35分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第17 第95号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第17、第95号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）から第103号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）までの9議案を一括議題といたします。

当該9議案は、3月1日の本会議で、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成24年3月1日に上程があり、審査付託のありました第95号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の関係部分について、平成24年3月2日に第26回総務文教常任委員会を招集し、審査を行ったので、会議規則第104条の規定により、報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました結果、第95号議案の関係部分については、増額補正として主なものは、まちづくり推進部のしそく光ネット・高度情報通信施設資材購入事業と教育委員会の山崎小学校校舎改築工事などの予算であります。

また、減額補正の主なものは、幼保一元化施設整備事業であり、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第95号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）から、第98号議案、平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）までの当委員会に関する部分について、会議規則第104条の規定により、御報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第95号議案から第98号議案までの当委員会に関する部分については、事業費の確定に伴う精査、共済組合の納付金の改正と、職員増によるもの、また各介護サービスの確定によるものです。

いずれも適切と判断し、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 第95号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の関係部分から、第103号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）までの関係のところを報告いたします。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果について、御報告いたします。

平成24年3月1日に審査付託のありました第95号議案の当委員会関係部分、第99号議案、第100号議案、第101号議案、第102号議案、第103号議案の6議案については、3月2日に第19回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第95号議案の関係部分の主な内容としましては、緊急ため池事業の増工によるものや、発注方法の変更により委託業務費が減額となった地積調査業務、国庫補助金の減額による災害復旧費の減額、道路新設改良事業で地元や地権者との協議に時間を要し、来年度以降の実施として減額したものなど、平成23年度のそれぞれの事務事業費の確定による整理によるもの、また、共済組合負担率の改定に伴う人件費の増額による特別会計の繰出金を増額するもの等でございます。

災害復旧事業、林業用地購入事業や道路改良事業などで年度内に事業完了が困難なものについては、繰越明許費の措置を講じております。

第99号議案から第103号議案までの5議案については、共済組合負担率改正に伴う人件費の増額を行い、不足分については一般会計から繰入を増額する補正を行っております。

そのほかで主なものは、第99号議案では施設修繕料の増額や資産評価委託料の減

額を行い、県の災害復旧工事との調整で年度内に工事完了が困難なものについては繰越明許費の措置を講じております。

第100号議案は、揖保川流域下水道負担金の増額、それに伴う起債借入の増額を行っております。

第101号議案につきましては、千種町の下河野処理場防水扉設置事業に関し、繰越明許費の措置を講じております。

審査の結果、本6議案はそれぞれ適切と判断し、すべて全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑・討論・採決は一部分割して行います。

まず、初めに、第95号議案について質疑を求めます。

ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論であります。第95号議案についての討論の通告がありません。終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第95号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告はそれぞれ可決であります。

お諮りします。

第95号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第95号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第96号議案から第98号議案までの3議案について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、第96号議案から第98号議案までの3議案について討論を行いますが、通告がありませんので、討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第96号議案から第98号議案までの3議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第96号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告はそれぞれ可決であります。

お諮りします。

第96号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第96号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第97号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第97号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第97号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第98号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第98号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第98号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第99号議案から第103号議案までの5議案について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、第99号議案から第103号議案までの5議案について討論を行いますが、通告がありませんので、討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第99号議案から第103号議案までの5議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第99号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第99号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第99号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第100号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第100号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第100号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第101号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第101号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第101号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第102号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第102号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第102号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第103号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第103号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第103号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、3月13日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでございました。

(午前10時47分 散会)